

# 第22期第17回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年9月21日（水）15時～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
（唐津市海岸通り7182番地217）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- |  |         |
|--|---------|
| (1) あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問）                                       | P2～P7   |
| (2) 唐津市統括支所（満島地区）におけるワカメの試験養殖について（協議）                            | P8～P20  |
| (3) 唐津市統括支所（大島地区）におけるワカメの試験養殖について（協議）                            | P21～P33 |
| (4) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議） | P34～P52 |
| (5) 肥前統括支所におけるカキ類及びヒオウギガイの試験養殖結果について（報告）                         | P53～P62 |
| (6) その他  |         |

水産第2488号  
令和4年(2022年)9月9日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



あわび漁業特認許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当)

## あわび漁業特認許可方針（案）

### 第1 制限措置

#### (1) 漁業種類

あわび漁業（すもぐり）

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

#### (3) 推進機関の馬力数

制限なし

#### (4) 操業区域

- ① 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 福岡県糸島市二丈町串崎

イ 福岡県糸島市二丈町串崎と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

- ② 松共第2号の共同漁業権漁場内

#### (5) 漁業時期

12月21日から翌年10月31日まで

#### (6) 漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和4年11月1日から令和4年12月1日まで

第4 許可の基準

申請数が、10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の漁業時期において、当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (2) 2013年12月21日から2021年10月31日までの期間において、あわびの水揚げの実績がある者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

緯度：33°28′06″

経度：130°00′42″

- (2) 松共第2号で操業するものは、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得なければならない。その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

- (3) 操業時間は、次のとおりとする。

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

4月・・・・・・・・午前6時30分から午後6時30分まで

5月・・・・・・・・午前6時00分から午後6時30分まで

6月、7月・・午前5時30分から午後7時00分まで

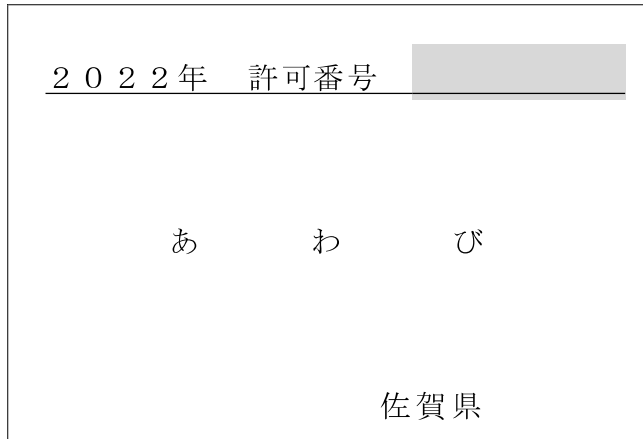
8月、9月・・午前6時00分から午後6時30分まで

10月・・・・・・・・午前7時00分から午後5時30分まで

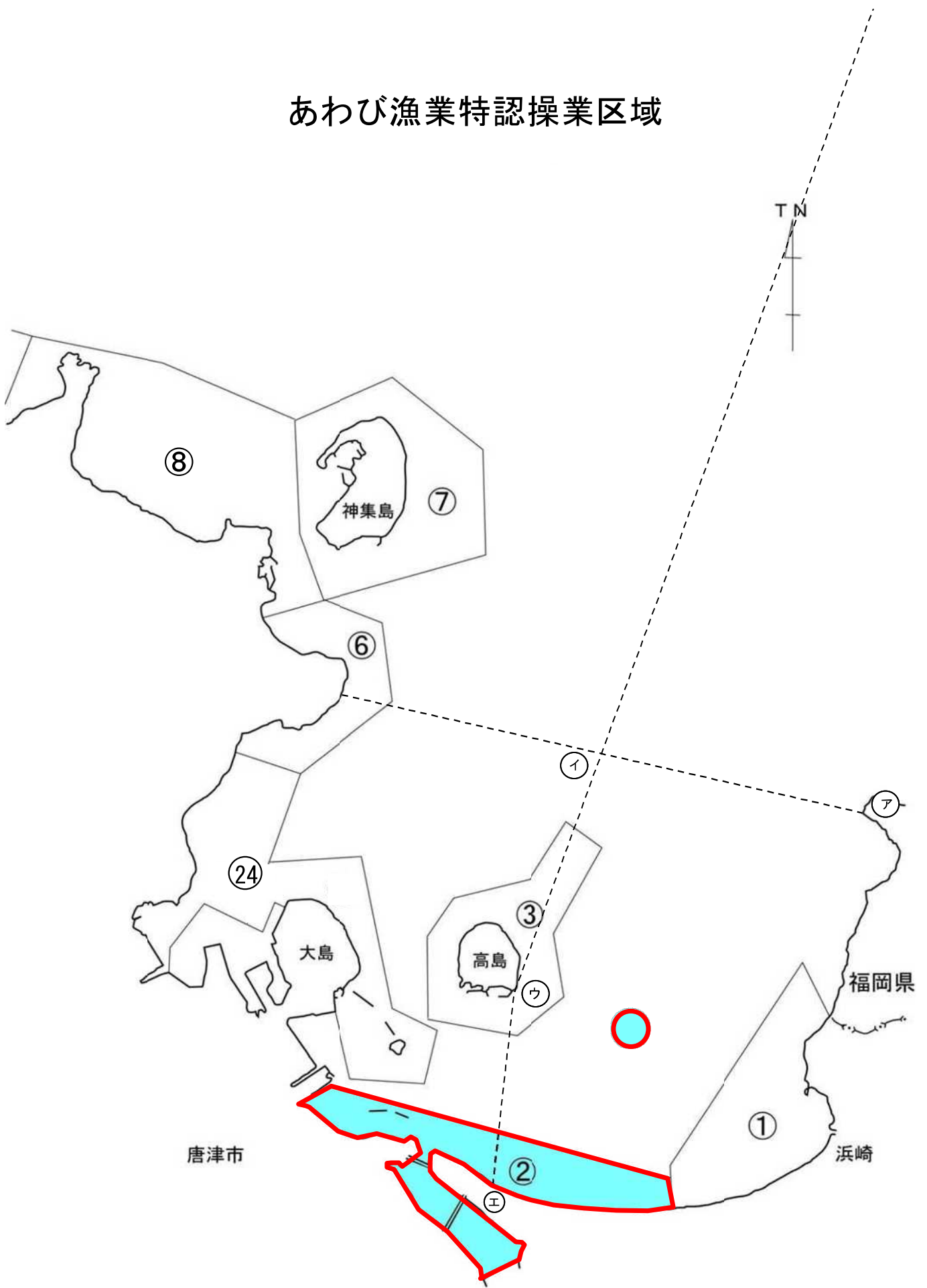
(4) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

(5) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標 旗) 地色：だいだい色  
字色：白 色



# あわび漁業特認操業区域



水産第 2508 号  
令和4年(2022年)9月8日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所(満島地区)における、ワカメ試験養殖について(協議)

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合 代表理事組合長川寄和正から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部水産課)



## 試験養殖承認申請書

令和4年8月5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-2  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 和

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

### 記

- 1 目的                   ワカメ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称       ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
                          唐津市東唐津地先  
                          計3,000㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間       試験養殖の承認日より令和5年4月30日
- 5 養殖の方法及び規模  
                          方法；ロープ延縄式  
                          規模；40m×50m=2,000㎡ 1箇所（別紙2参照）  
                          40mの養殖ロープが10本

### 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）

## 理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区（以下、満島地区）の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図ることとした。

令和3年12月から令和4年3月にかけて唐津市東唐津地先でワカメ試験養殖を実施したところ、同時期に実施していた唐房地先でのワカメ養殖より良好な結果が得られた。

そこで、今回は同海域において前回より期間を延長し養殖規模も大きくした試験養殖を行うこととした。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地  
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

## ワカメ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区(以下、満島地区)の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図る。

。

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市東唐津地先(別図1のとおり)

(2)実施期間:試験養殖の承認日～令和5年4月

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・40m×50m=2,000m<sup>2</sup> 1箇所

・40mの養殖ロープが10本を設置

c) 試験方法

・10月中旬から水温データの記録開始

・11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和5年4月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R4.10月	11月	(中旬)	12月	R5.1月	2月	3月	4月末
作業内容	水温データ測定開始	→養殖施設準備	→試験養殖開始	→	間引き等の管理、試験出荷			→片付け

### 2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

### 3. その他

#### (緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

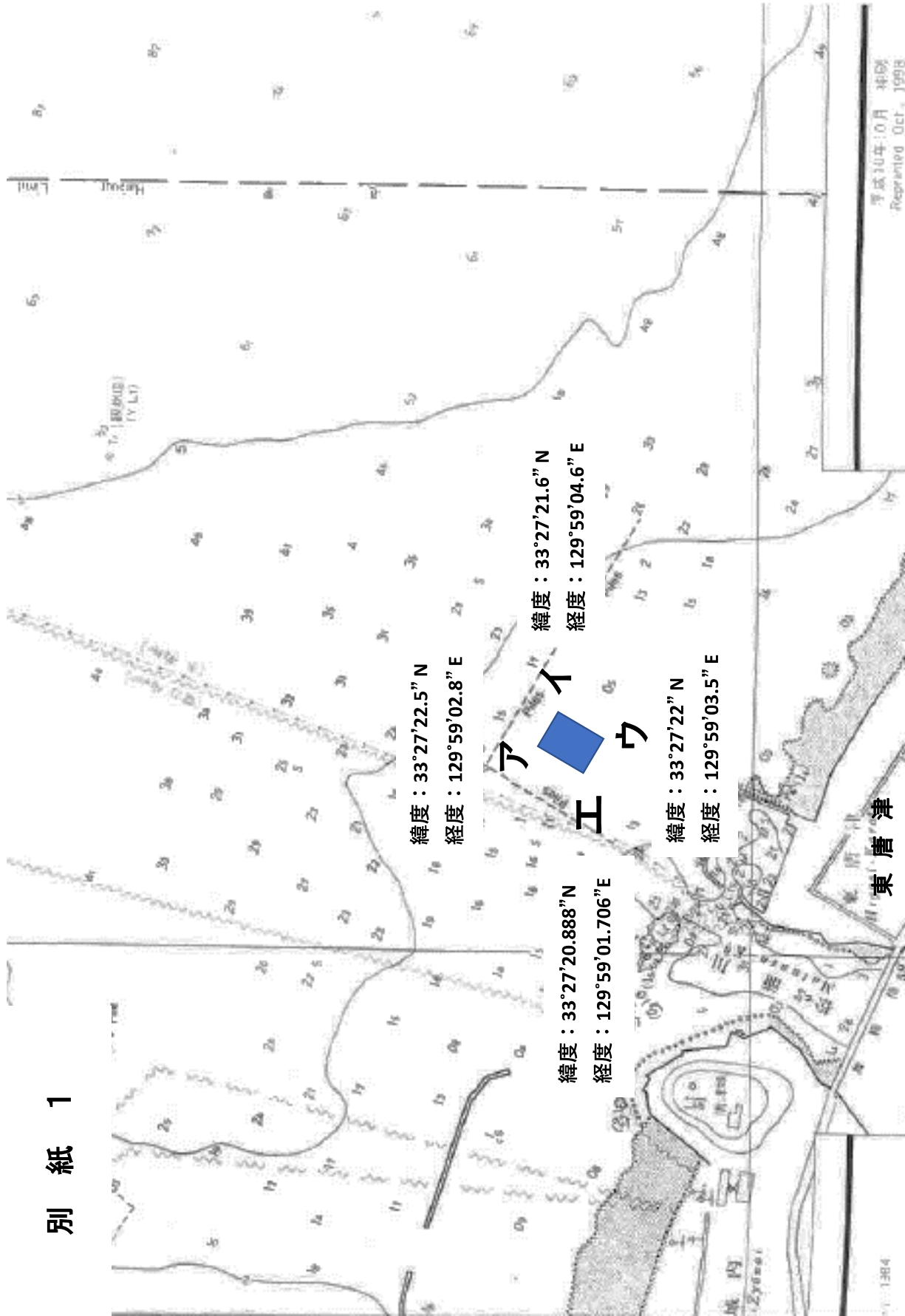
#### ○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所      0955-73-2662

別紙 1

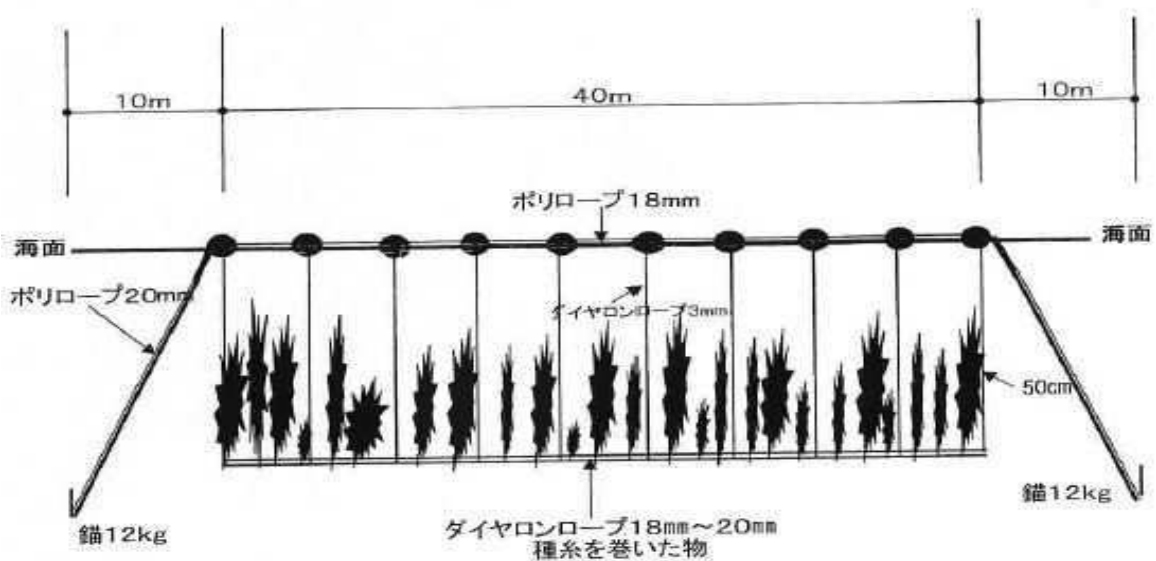
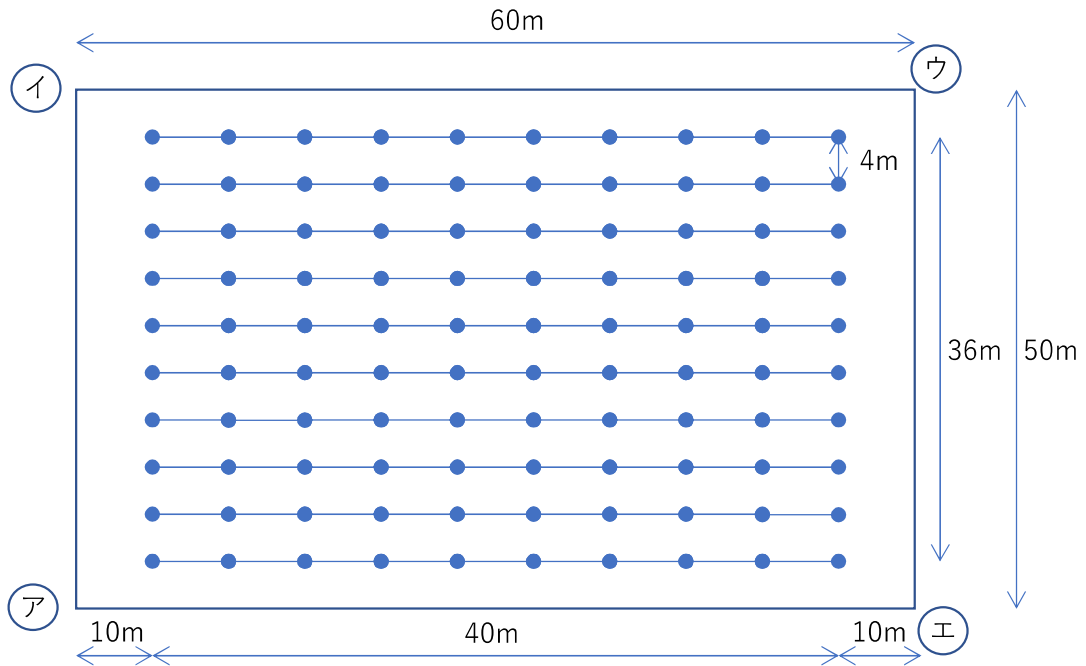


別紙 1



# わかめ養殖筏見取図

## 平面図



## 立面図

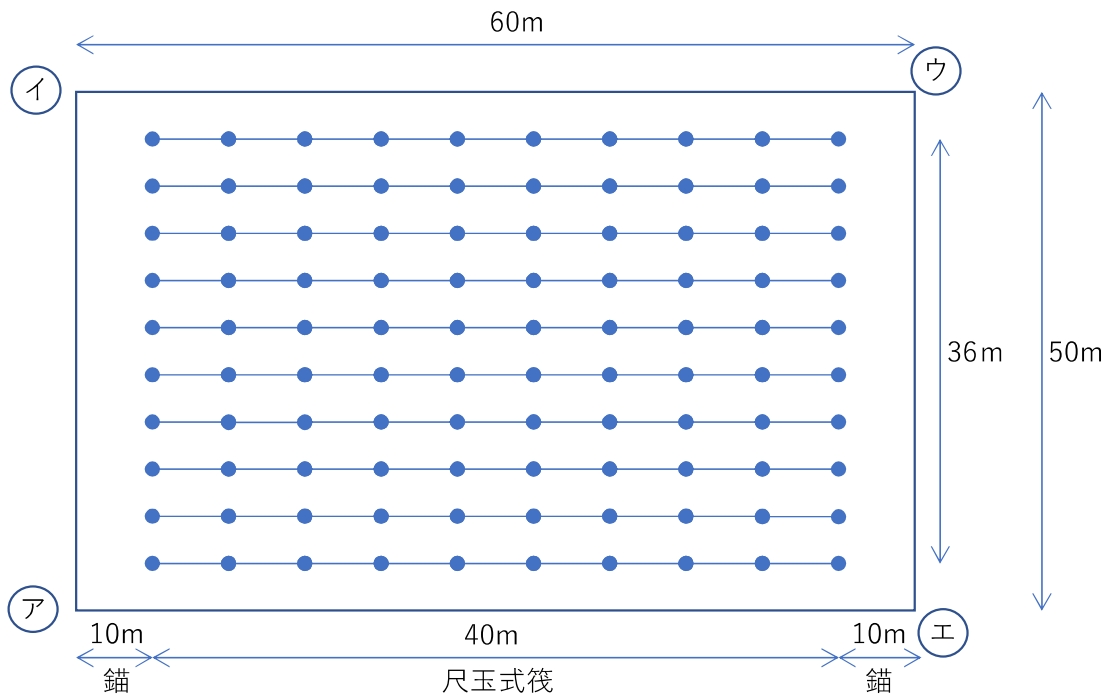
### わかめ養殖漁業漁場図

( 平面図 )

占有面積 3,000㎡

本数 尺玉式筏 10本

筏の算定面積 36m×60m= 2,160㎡





## 令和4年ワカメ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

**第1条** 甲は、ワカメ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

**第2条** 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

**第3条** 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

**第4条** 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年4月30日までとする。

（費用負担）

**第5条** 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

**第6条** 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

**第7条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年8月5日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 6 8 6 号  
令 和 4 年 8 月 5 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年8月5日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるワカメ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

満島地区においての、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、特に後継者不足、漁業者の高齢化などの問題は顕著です。また、時化の多い冬期は、出漁日数そのものが減少し、安定した収入確保、及び収益向上のための方策の検討が必要となります。

佐賀玄海漁業協同組合においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該所属漁業者の重要な収入源と認識しております。

また、養殖ワカメの生産は、現在唐房地区と浜崎地区、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われておりました。

そこで、満島地区地先においてもワカメの試験養殖を行い、安定した収入確保、及び収益向上の可能性を図ることが重要と考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和4年8月5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 氏

水産第 2510 号  
令和4年(2022年)9月8日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義



唐津市統括支所(大島地区)における、ワカメの試験養殖について(協議)

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合 代表理事組合長川寄和正から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部水産課)

# 試験養殖承認申請書

令和4年8月5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的                   ワカメ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称       ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
  - 1) 松区第302号（魚類小割養殖業）漁場の一部  
1, 500 m<sup>2</sup>×2箇所＝計3, 000 m<sup>2</sup>（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間       試験養殖の承認日より令和5年4月30日
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；ロープ延縄式  
規模；60m×25m＝1, 500m<sup>2</sup>（1箇所あたり）  
（シングル版の場合）40mの養殖ロープを8本設置  
（ダブル版の場合）40mの養殖ロープ2本組を5セット設置

## 添付資料

- （1）理由書
- （2）養殖試験計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別紙1）



## 理由書

当組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類（アカウニ、パフウニ）、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、唐房地先のワカメ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るワカメ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

一方、唐房地先の近隣海域の唐津市大島西側地先には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場松区第302号（以下、「松区第302号」という）がある。

この松区第302号は消波堤の内湾側に位置し、外洋からの風波の影響を受け難く、冬の季節風が強い日でも魚類の養殖管理・出荷作業が可能であった。同支所では松区第302号の有効活用が検討されているところである。

そこで、玄海水産振興センターの指導の下、松区第302号の一部を利用してワカメの試験養殖を行い、唐房地先との生長、収穫量の比較を行い、両海域での安定したワカメ養殖の可能性を把握するものである。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番  
氏 名 佐賀玄海漁業協同  
代表理事組合長 川寄 和

## ワカメ養殖試験計画書

当組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類(アカウニ、バフンウニ)、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、唐房地先のワカメ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るワカメ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

一方、唐房地先の近隣海域の唐津市大島西側地先には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場松区第302号(以下、「松区第302号」という)がある。

この松区第302号は消波堤の内湾側に位置し、外洋からの風波の影響を受け難く、冬期の季節風が強い日でも魚類の養殖管理・出荷作業が可能であった。同支所では松区第松区第302号の有効活用が検討されているところである。

そこで、玄海水産振興センターの指導の下、松区第302号の一部を利用してワカメの試験養殖を行い、唐房地先との生長、収穫量の比較を行い、両海域での安定したワカメ養殖の可能性を把握するものである。

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所:松区第302号(魚類小割養殖業)漁場の一部

(別図1のとおり)

(2)実施期間:試験養殖の承認日～令和5年4月

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2、別図3のとおり)

・60m×25m=1,500㎡(1箇所あたり)

1,500㎡×2箇所=3,000㎡

・40mの養殖ロープを8本設置(シングル版の場合)

・40mの養殖ロープ2本組を5セット設置(ダブル版の場合)

c) 試験方法

・令和4年11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和5年4月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール



	R4.11月	(中旬)	12月	R5.1月	2月	3月	4月末
作業内容	養殖施設 → 試験養殖 → 準備 開始		間引き等の管理、試験出荷			→ 片付け	

## 2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

## 3. その他

### (緊急時の措置)

季節風などの時化等により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

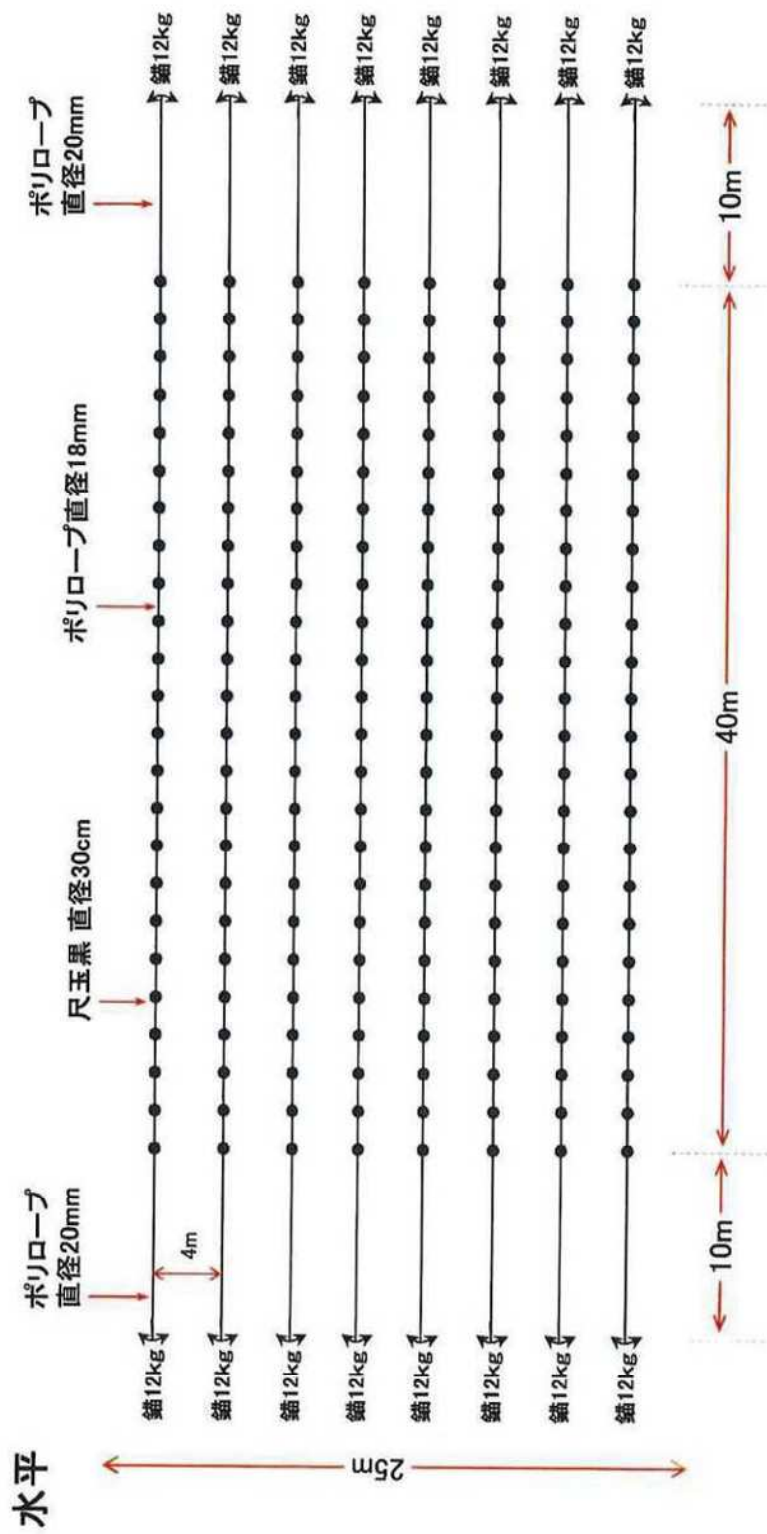
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

### ○ 緊急時の連絡先

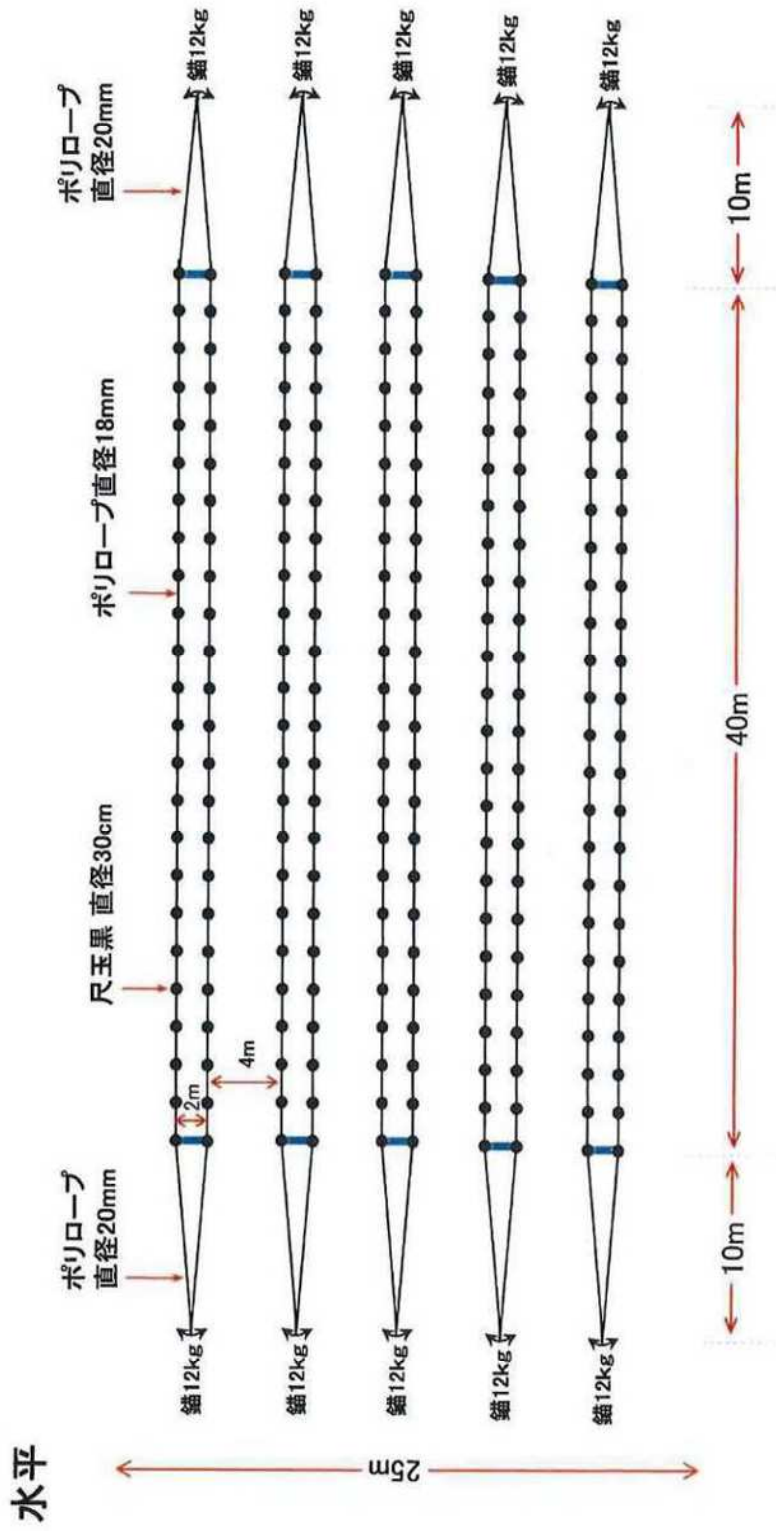
佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所      0955-73-2662



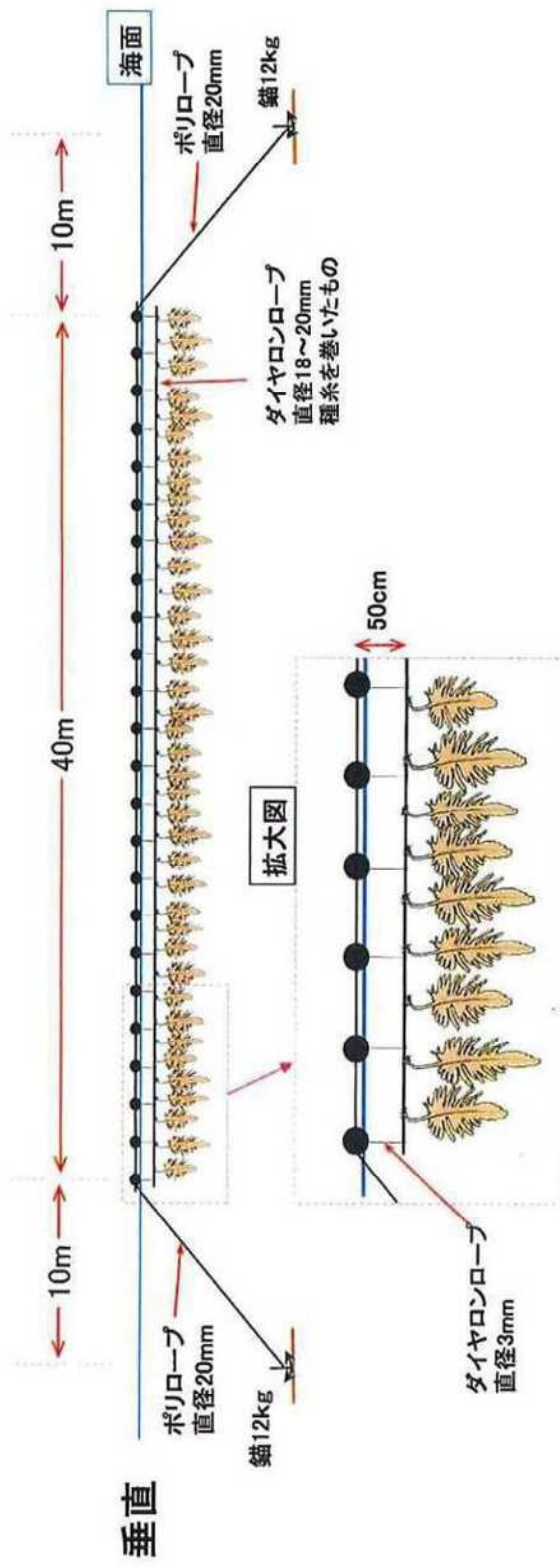
別図2 (シングル版)



別図2 (ダブル版)



別図3



## 令和4年ワカメ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、

乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年4月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

お

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年8月5日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崧

唐 農 水 第 6 8 5 号  
令 和 4 年 8 月 5 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年8月5日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川岸和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるワカメ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願ひいたします。





## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該所属漁業者の重要な収入源と認識しております。

ただ、唐津市統括支所では新規就業者の受入れを行っているが、唐房地先のワカメ養殖区画は既に手狭で、新規就業者に割り振るワカメ養殖区画の確保が必要であると考えております。

そこで、唐房地先の近隣海域の大島西側地先には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場松区第302号（以下「松区第302号」）があり、季節風が強い日でも養殖管理・出荷作業が可能で、松区第302号の有効活用が検討されております。

玄海水産振興センター指導の下、松区第302号の一部を利用して、ワカメの試験養殖を行い、唐房地先との生長、収穫量の比較を行い、安定したワカメ養殖の可能性を図ることが重要と考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和4年8月5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題一覧

No.	要 望 事 項	提出県
1	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について【継続】	福岡県連合
2	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について【継続】	熊本県連合
3	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について【継続】	鹿児島県連合
4	日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について【継続】	福岡県連合
5	日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について【継続】	長崎県連合
6	日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について【継続】	長崎県連合
7	東シナ海における漁船の安全操業確保について	熊本県連合
8	日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について【継続】	鹿児島県連合
9	日台漁業取決めの見直しについて【継続】	沖縄
10	日中漁業協定の見直しについて【継続】	沖縄
11	クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について【一部変更】	佐賀県連合
12	太平洋クロマグロの資源管理の推進について【一部変更】	長崎県連合
13	太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について【変更】	宮崎
14	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について【継続】	鹿児島県連合
15	太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について【継続】	沖縄
16	ミニボートによる危険行為の防止について【追加】	佐賀県連合
17	ミニボートによる危険行為の防止について	熊本県連合
18	海区漁業調整委員会制度について【継続】	長崎県連合
19	新たな漁業関係法令の改正について【継続】	大分
20	改正漁業法における新たな資源管理措置等について【表現変更】	大分
21	沿岸資源の適正な利用について【継続】	宮崎
22	水産政策の改革について【未提出】	鹿児島県連合
22	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について【継続】	熊本県連合
23	違法操業の取締強化に向けた対応について【新規】	沖縄

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項  (1) 大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>	<p>内容  本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。</p> <p>沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場でありますが、大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中小型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中小型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。</p> <p>大中小型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なたため、違反防止対策としては十分ではありません。</p> <p>上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。</li> <li>2 資源保護のため、大中小型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。</li> <li>3 大中小型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。</li> <li>4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。</li> </ol>
--	--

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 熊本県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項  (2) 大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について</p>	<p>内容  本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところであるが、大中小型まき網漁業の操業は、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっている。</p> <p>そのため、大中小型まき網漁業の当海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結された。</p> <p>その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれている。ついでには、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではあるが、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大中小型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。  操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、随時操業の条件として内容を盛り込んで頂きたい。</li> <li>2 大中小型まき網漁業の適正操業について指導を強化すること。  大中小型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。  このような大中小型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとっても大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業について十分な指導を強化すること。</li> </ol>
--	---

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(3) 大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について</p>	<p>内 容</p> <p>本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。</p> <p>一方、本県海域では、大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に對して大きな危機感を抱いている。</p> <p>ついでには、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に對して、次の事項を強く要望する。</p> <p>1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中小型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。</p> <p>2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。</p>
---	---

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について</p>	<p>内 容</p> <p>新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブリングが多発しました。これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブリング防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブリングの発生は減少しました。</p> <p>我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相応な注意を払いながら操業しなければならぬようになります。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるような、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。</p> <p>2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。</p>
---	---

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

<b>要望事項</b>	(5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について
<b>内容</b>	<p>日中・日韓新漁業協定の発効後は、政府間交渉に基づく相手国排他的経済水域での操業条件の設定など、漁業秩序が構築されつつあります。しかし、排他的経済水域の境界を中間線で画定できず、相手国漁船に対して我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日韓暫定水域などが広範囲に設定されており、これらの海域では外国漁船が占有して、我が国漁船の操業に支障が生じるとともに、水産資源の悪化が懸念されております。</p> <p>このことから、我が国漁業者が、東シナ海等において持続可能な漁業を展開していくため、次の事項について、要望します。</p> <p><b>【継続】</b></p> <p>1. 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行うこと。その実現までの間、日中・日韓暫定水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。</p> <p><b>【継続】</b></p> <p>2. 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について、我が国漁業者の意向・要望を踏まえ見直しを行うこと。</p>

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

<b>要望事項</b>	(6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について
<b>内容</b>	<p>我が国排他的経済水域内では、中国漁船（底びき網漁業、いかつり漁業）や韓国漁船（まき網漁業、はえ縄漁業等）による違反操業が依然として跡を絶たず、拿捕事案も発生しております。</p> <p>また、東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を巡る日中双方の主張の相違などから、付近海域における中国漁船の大量操業や、多数の中国漁業監視船の警戒など、我が国漁船の安全操業や安全航行に支障を来す問題も生じている状況にあります。</p> <p>以上のことから、次の事項について要望します。</p> <p><b>【継続】</b></p> <p>1. 引き続き我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締の強化を図ること。</p> <p><b>【継続】</b></p> <p>2. 我が国水域における外国船舶の避泊に当たっては、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導・監視体制の強化と漁業等への被害を防止する措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について</p>	<p>内容</p> <p>日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、単独で延縄や一本釣り等を操業しており、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にある。</p> <p>特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大している。</p> <p>現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があっている。</p> <p>このため、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するために次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。</li> <li>2 水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。</li> </ol>
--	--

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について</p>	<p>内容</p> <p>日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。</p> <p>当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。</li> <li>2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。</li> <li>3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。</li> <li>4 日本漁船の安全な操業を確保すること。</li> </ol>
---	---

要望事項	(9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続）
内容	<p>平成25年4月10日に調印された日台漁業取決めは、我が国排他的経済水域内の台湾漁船の操業を認めたもので、台湾漁船とのトラブルを恐れる多くの国内漁船が操業を自粛する状況が続いている。</p> <p>日台漁業取決め適用水域は、鹿児島、熊本、宮崎、長崎県の漁船も操業する海域であり、その影響は本県のみに限らないことから、以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取決め適用水域から次の水域を除外すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>東経125度30分より東の水域</li> <li>八重山北方三角水域</li> </ol> </li> <li>我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。 また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること。</li> <li>先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については今後一切、協議の対象としないこと</li> <li>日台漁業取決め適用水域内において、       <ol style="list-style-type: none"> <li>日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること。</li> <li>操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること。</li> <li>台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</li> </ol> </li> </ol>

要望事項	(10) 日中漁業協定の見直しについて（継続）
内容	<p>日中漁業協定では、北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域を協定適用除外とし、外務大臣書簡により同水域においては、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令を適用しないこととしている。</p> <p>この結果、同水域では、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても、取締りができない状況にある。</p> <p>中国サンゴ網漁業は、深海サンゴ資源を枯渇させるだけでなく、熊本県、鹿児島県と連携して取り組んでいる南西諸島マサキ類資源回復方針で定めた保護区、底魚類等の成育環境を荒廃させており、極めて大きな問題である。</p> <p>また、尖閣諸島周辺海域においては、平成24年以降、中国公船による領海への侵入が繰り返されており、そのような中、中国公船による本県漁船に対する追尾行為が発生し、安全操業を脅かす事態となっている。</p> <p>そこで以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日中漁業協定の見直しについて 北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、協定を見直すこと。</li> <li>中国サンゴ網漁業、虎網漁業等の規制について 協定の見直しが行われるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び、北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑制する対策を確保すること。</li> <li>海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について 底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。</li> <li>中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について 中国公船によるわが国漁船への追属・威嚇行為など再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること</li> </ol>

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について</p>	<p>内容</p> <p>当県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少なくなながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。</p> <p>また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。</p> <p>ついでには、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際委員会において、直近のデータに基づき資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。</li> <li>2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。</li> <li>3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。</li> </ol>
--	---

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について</p>	<p>内容</p> <p>国では、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会の枠組みにおいて、平成27年1月から、30キロ未満の小型魚の漁獲上限を4,007トン、30キロ以上の大型魚の漁獲上限を4,882トン（令和4年1月から5,614トン）とし、保存管理措置を講じています。</p> <p>平成30年から罰則を伴うTAC制度へ移行し、沿岸漁業においても小型魚の数量管理に加えて、大型魚の数量管理が始まりましたが、漁業現場では定置網による突発的な漁獲が生じたり、一方では獲り残しが生じる等、様々な課題等が発生し、混乱が生じています。</p> <p>また、九州地区においては、大臣への届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」であっても広域漁業調整委員会による「沿岸くろまぐろ漁業承認」を取得して県域のクロマグロ漁獲管理ルールに則り操業していましたが、他地区で同届出漁業を行う者の中には、同承認を取得せず、混獲名目でクロマグロを漁獲している実態があると聞き及んでおり、同資源の資源管理の枠組みに支障を来たしかねないと強く懸念しております。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>【継続（変更）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資源評価結果に基づく漁獲上限の拡大について クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られる中、令和3年12月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第18回年次全会が開催され、2022年漁期から大型魚の漁獲枠を15%増の732トン増とすることで合意されたところであるが、今後とも資源評価による将来予測に基づき、大型魚に加え小型魚についても漁獲上限の拡大が可能となるよう交渉継続すること。</li> </ol> <p>【継続（変更）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 国留保枠の有効活用について 第8管理期間における国留保枠の配分方法の設定において、国留保枠が</li> </ol>
--	---



最大限活用されるよう、最低限の数量を除き可能な範囲で配分で配分について引き続き、検討すること。

【継続】

3. 遊漁者への指導について

本県海域のように、複数県の遊漁者が採捕している場合は、単県での管理は困難である。このため、全国的な規制措置である広域漁業調整委員会指示等により、国は都道府県を跨る遊漁団体等に対し、引き続き適切に指導すること。

【継続（変更）】

4. 漁獲数量の管理について

マグロ類を対象とした沿岸でののはえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ承認」取得を義務付けること。併せて、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承認承認（廃業見合新規）については、直近の採捕停止命令の発出状況等を踏まえ見直すこと。

また、広域的な海域で操業する「沿岸くろまぐろのはえ縄漁業」によるクロマグロ漁獲量は、現行TAC制度上、船籍が属する県の漁獲枠で管理することとなっているが、明らかに他県海域で漁獲されるものについては、船籍県の管理が及ばないため、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすること。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

要望事項  (13) 太平洋クマゴロの資源管理に係る運用について	内容  平成30年から始まった沿岸漁業におけるくろまぐろのTAC管理については、漁業者もその重要性を十分認識し、各県に割り当てられた漁獲可能量を遵守している。 しかしながら、近年では沿岸域へのくろまぐろの来遊量の増加に伴う漁獲量の増加や突発的な漁獲の積み上がりにより、管理期間途中にあっても操業自粛の要請や採捕停止の命令がなされる機会が増加しており、漁業経営体にとっては、くろまぐろの混獲を回避しつつ経営を継続するため、混獲魚の放流や漁場の変更、休漁などの取組に大きな労力を割かざるを得ない状況を強いられている。 このような状況を鑑み、太平洋くろまぐろの資源管理・資源回復の取組の着実な実施と沿岸漁業者の経営の安定的な継続を両立させるため、次の事項を要望する。  1 資源の増加に応じて我が国全体の漁獲枠の増加を引き続き提案し次の管理期間に反映されるよう努めること。  2 混獲回避型休漁支援事業については、各地域の実情に応じて、支援がなされるよう発動条件を緩和すること。
--	--

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について</p>	<p>内 容</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。</p> <p>については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。</li> <li>2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。</li> </ol>
--	---

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 沖縄海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）</p>	<p>内 容</p> <p>太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源となっており、資源管理の取り組みについては、本県漁業者もその必要性を理解している。</p> <p>WCPFC において合意された管理措置は、大型魚より、小型魚の漁獲を削減する方が資源回復に効果的であると示されているが、今回の管理措置は、主に大型魚を漁獲し、資源に対する影響の小さい、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業への配慮が不十分である。</p> <p>そこで、太平洋クロマグロ（大型魚）の資源管理について、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業に配慮した管理措置を進めていただくよう、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁獲枠の配分について <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業種類別の配分及び留保の配分を見直すことと、直近年の漁獲実績を反映した配分に見直し、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること</li> </ul> </li> <li>2 経営安定対策の拡充について <ul style="list-style-type: none"> <li>マグロはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業について、支援策の拡充を図ること</li> </ul> </li> </ol>
---	---

<p>要望事項</p> <p>(16) ミニボートによる危険行為の防止について</p>	<p>内容</p> <p>規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW(2.039馬力)の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。</p> <p>海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。</p> <p>このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されるところと、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。</p> <p>つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。</li> <li>2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。</li> <li>3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必ず装着するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。</li> <li>4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。</li> </ol>
---	---

<p>要望事項</p> <p>(17) ミニボートによる危険行為の防止について</p>	<p>内容</p> <p>近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加している。ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁港用地等に違法駐車をするなどマナーの悪い利用者も多く見受けられる。</p> <p>また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多々みられている。</p> <p>さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えている。</p> <p>こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボートの海上交通ルールを無視した操縦やマナー違反を犯す利用者を減らすため、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボートの製造・販売業界を強く指導すること。</li> <li>2 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に、ミニボートを加入対象とし、加入促進を図るとともに、万一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策を講ずること。</li> </ol>
---	---

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(18) 海区漁業調整委員会制度について</p>	<p>内 容</p> <p>海区漁業調整委員会は、これまで公選制による漁業者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>このようなか中、平成30年12月に漁業生産力の発展を図る観点から漁業法等が改正され、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなり、今後その役割を的確に果たしていかねばなりません。</p> <p>以上のことから、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望します。</p> <p>【継続】</p> <p>1. <b>海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</b>  <b>海区漁業調整委員会の新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保できるように措置すること。</b></p>
---	---

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(19) 新たな漁業関係法令の改正について</p>	<p>内 容</p> <p>令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう次の事項を要望します。</p> <p>1 <b>国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。</b></p>
--	--

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p>	<p>内容</p> <p>改正漁業法における新たな資源管理は、水産資源の持続的な利用を確保するため、資源管理目標の設定方法を最大持続生産量(MSY)をベースとする方式に変更し、これに基づきTACを設定しており、TAC対象魚種は今後拡大される予定です。漁獲制限などの資源管理措置等を行うにあたっては、漁業者の理解とともに丁寧な対応が求められることから次の事項を要望します。</p> <p>1 資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余糧なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。</p>
---	---

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(21) 沿岸資源の適正な利用について</p>	<p>内容</p> <p>令和2年12月から施行された改正漁業法のもとでは、準備の整った漁業種類からIQの導入等を行う一方で、トン数制限等、船舶の規模に関する制限措置が撤廃される方針が示されている。</p> <p>今後、IQ導入等により船舶の大型化などが進んだ場合、船体差を活かした漁場占有など、沿岸漁業者との資源の競合や漁業秩序の乱れといった問題へ発展する懸念がある。</p> <p>については、沿岸漁業と競合する漁場については従来行われてきた操業ルールを尊重しつつ、今後両者が資源及び漁場を持続的かつ公平に利用できるよう、次の項目について要望する。</p> <p>1 沿岸漁業と大臣許可漁業との調整</p> <p>IQ導入等の条件が整った大臣許可漁業について、トン数制限撤廃をはじめとした新たな取組を導入するにあたっては、沿岸漁業と競合する漁場については一方的に沿岸漁業を圧迫することがないよう、適正な資源及び漁場利用について十分な調整を行うこと。</p>
--	--

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

要望事項	<p><b>(22) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について</b></p> <p>内容</p> <p>海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。</p> <p>昨年改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められる。</p> <p>そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠である。</p> <p>ついでには、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望する。</p> <p>1 <b>海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</b>  <b>海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置すること。</b></p>
------	---

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

要望事項	<p><b>(23) 違法操業の取締強化に向けた対応について（新規）</b></p> <p>内容</p> <p>沖縄県内においても、非漁業者や遊漁者等による密漁が問題となっており、今般、海上保安庁による摘発件数は増加傾向である。密漁者は人里離れたへき地で活動することも多く、これらの地域において、地元漁協が自主的パトロールを行うには限界があるため、それらに対する総合的な支援は必要不可欠である。また、海上保安庁や警察等の応援要請に時間を要するへき地等での摘発は容易ではないことから、以下の事項を要望する。</p> <p>1 <b>関係機関との連携強化</b>  <b>海上保安庁、警察庁及び水産庁の連携を強化し、県の漁業監督吏員とも適宜情報を共有し、迅速に対応が図られるようにすること。</b></p> <p>2 <b>漁業取締体制の強化</b>  <b>本県の漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を行い、十分な人員が確保できるように、制度面・財政面での支援を強化すること。</b></p> <p>3 <b>密漁された水産物の流通防止</b>  <b>市場や小売店などにおいて、密漁された水産物を主体的に排除するように、啓発活動を強化する。またその実効性を持たせるために、違法漁獲物の流通に対する規制を強化すること。</b></p> <p>4 <b>パトロール等への支援</b>  <b>地元漁協・漁業者が実施する密漁パトロールに伴う休業に対する費用や密漁防止看板の設置にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。</b></p>
------	--

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

(1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

(2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

(3) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

(4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

(5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

(6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

(7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

(8) 日中漁業協定等に基づき外国漁船の操業条件等の堅持について

意見

要望の趣旨に賛同します。



別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
（9）日台漁業取決めの見直しについて（継続）
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）
（11）クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について
意見
当海区要望分

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
（10）日中漁業協定の見直しについて（一部新規）
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）
（12）太平洋クロマグロの資源管理の推進について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）
(13) 太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）
(14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
(15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）
(16) ミニボートによる危険行為の防止について
意見
当海区要望分

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）
(17) ミニボートによる危険行為の防止について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）
(18) 海区漁業調整委員会制度について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（大分海区漁業調整委員会）
(19) 新たな漁業関係法令の改正について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（大分海区漁業調整委員会）
(20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）
(21) 沿岸資源の適正な利用について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）
(22) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
(23) 違法操業の取締強化に向けた対応について
意見
要望の趣旨に賛同します。

試験養殖経過報告書

令和4年3月29日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

令和3年(2021年)3月29日付け試養第200202号で承認のありましたカキ類及びヒオウギガイの試験養殖の経過につきまして、以下のとおり報告します。

# カキ類及びヒオウギガイの養殖試験報告書

## 1. 目的

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所管内においても、唐津市肥前町竹ノ子島地先(菖津地区)、同町晴気地先でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。さらに、唐津市肥前町竹ノ子島地先では、カキ類の天然種苗採苗試験を実施しているところである。

一方、同支所管内の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれているが、ごち網漁業の休漁期間(1～2月)の収入源の確保、定置網漁業の漁獲量の不安定による収入不安定に対する対応が喫緊の課題となっている。

そこで、外洋に開き静穏海域ではない駄竹地区(入野サヤ崎地先)において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、カキ類およびヒオウギガイの養殖試験を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定に資する可能性を図る。

また新たに菖津地区(東松浦郡玄海町牟形牟形浦)では、ヒオウギガイの養殖試験を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定にする可能性を図る。

## 2. 試験の概要

### (1) 実施場所および対象魚種:

#### ①唐津市肥前町入野サヤ崎地先(別図1)

松区第417号(介類小割養殖業)の一部を使用し、カキおよびヒオウギガイの養殖試験を実施

#### ②東松浦郡玄海町牟形牟形浦(別図2)

松区第416号(介類小割養殖業)の一部を使用し、ヒオウギガイの養殖試験を実施

### (2) 実施期間: 令和3年3月29日～令和4年3月28日

### (3) 試験内容

#### a) カキ類

##### ア 概要

筏式(木製)

##### イ 養殖施設(別図3)

- ・10m×10m筏を1基設置(入野サヤ崎地先)
- ・0.5～0.7m間隔でカキ種苗が付着したホタテ貝殻を取り付けたロープを吊るす
- ・上記筏にホタテ殻垂下連を50連設置

##### ウ 試験方法

令和3年3月に筏およびカキ種苗を試験海域に設置

- ・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認
- ・同12月から令和4年1月にかけて身入り試験

・令和4年3月に試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R3.3月	6月	9月	11月	12月～R4.1月	R4.3月
作業内容	筏・種苗→養殖管理・生残確認 →生残・見入り試験 →→ 試験終了・片付け 設置					

b)ヒオウギガイ

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図4)

- ・10m×10m筏
- ・2m間隔でブイを設置し、それにヒオウギガイ稚貝をいれたチョウチンかご 3～5 個を設置する。
- ・チョウチンかごは 2 分目から 5 分目の目合いとし、1 かごに 20～30 個のヒオウギガイを入れる(入れる数は、貝の大きさにより調整する;かご底面積の 70%以内)

ウ 試験方法

令和3年3月に筏およびヒオウギガイ種苗を試験海域に設置

- ・設置後は同 11 月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認
- ・同 11 月から令和4年1月にかけて身入り試験
- ・令和4年3月に試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R3.3月	6月	9月	11月～R4.1月	R4.3月
作業内容	筏・種苗→ 養殖管理(網替え・貝掃除) → 身入り試験 →試験終了・片付け 設置 生残確認				

### 3. 結果

令和3年3月から生産を開始した。

#### 【カキ養殖】

今回の試験養殖では殻付き重量で3トンを生産し、斃死率2～5割であった。また、販売金額は120万円であった。

他の地区と比較しても生残率が高かったが、菖津地区（松区第512号）で養殖されたマガキに比べ小ぶりであった（図1～3）。ただ、身入り率は佐賀県平均、菖津地区より高い傾向であった。駄竹地区での養殖対象として適していると評価できた。

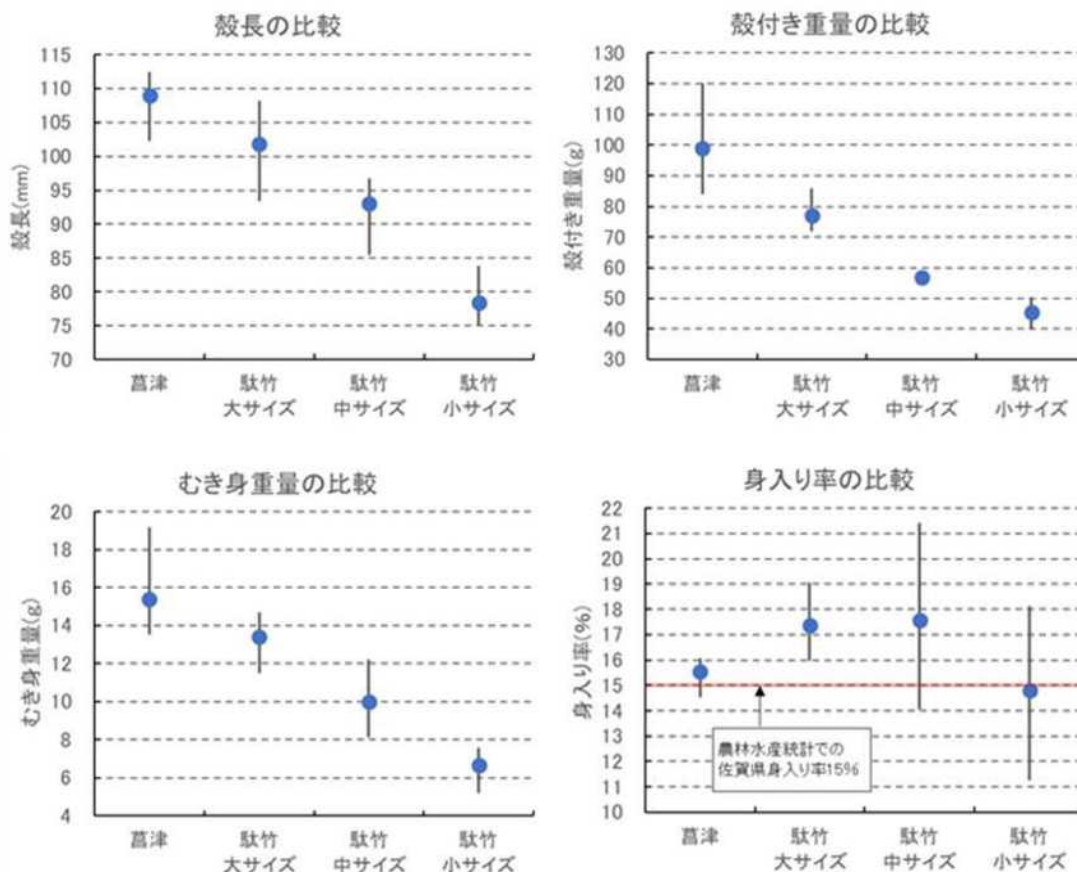


図1 菖津地区と駄竹地区の養殖カキの比較養殖

#### 【ヒオウギ養殖】

駄竹地区においては400個を生産した。販売は実施してしないが、生産管理はほぼ必要なく、養殖対象として適していると評価できた。

菖津地区では、夏の豪雨の影響等により全滅となった。

### 4. 課題

カキ類については、今回生産量は十分と考えられたが、小ぶりの個体が多くみられた。過密生産になっている可能性があったことから、次年度は密度調整を行い成長が良い個体を増えるかを試験する。

ヒオウギについては、生産の可能が見えたことから、販路等について検討していく必要がある。



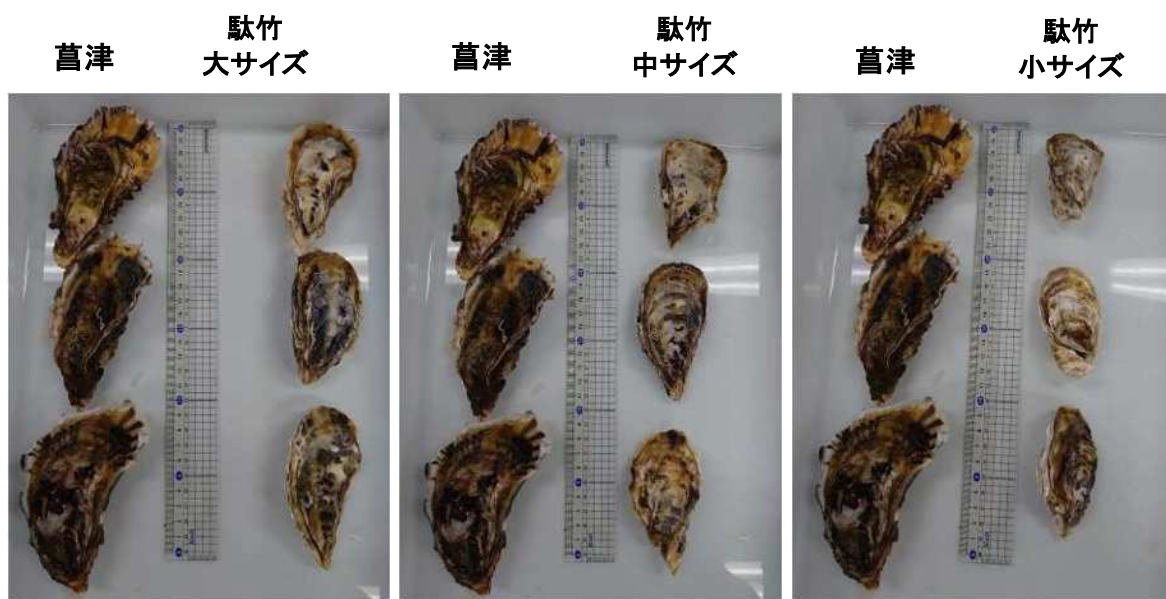


図2 菖津地区養殖カキと駄竹地区試験養殖カキの外観比較



図3 菖津地区養殖カキと駄竹地区試験養殖カキのむき身比較



別図1

松区第417号  
第1種区画漁業権(介類小割式養殖)漁場内  
10m×10mの筏を2基設置 合計200㎡

0 250 500 1,000メートル

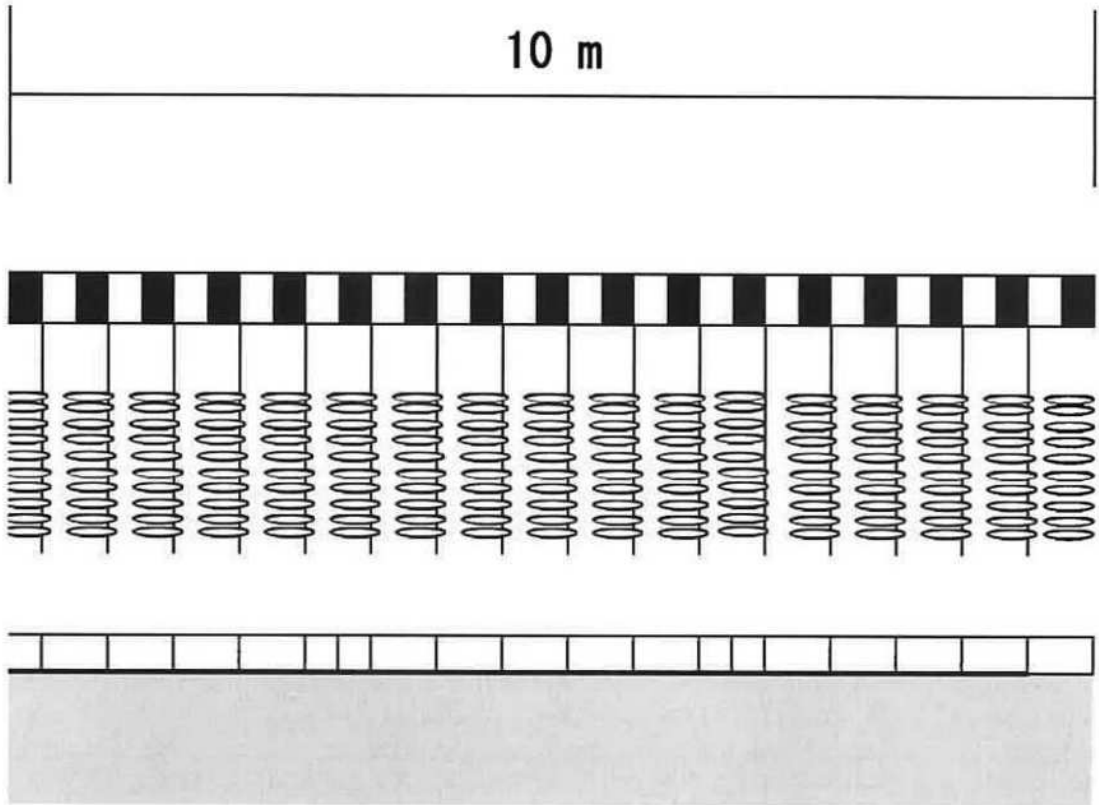


別図2

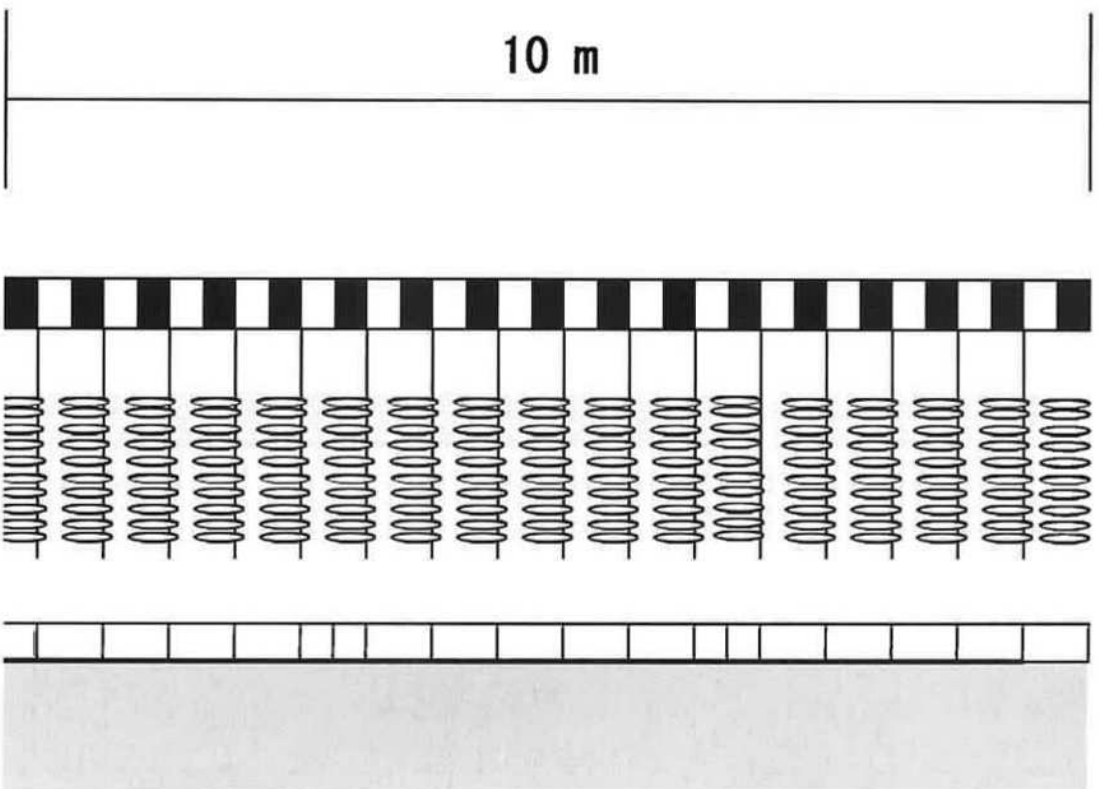
松区第416号  
第1種区画漁業権(介類小割式養殖業)漁場内  
7m×7mの筏を一基設置 49㎡

正面図

別紙 3



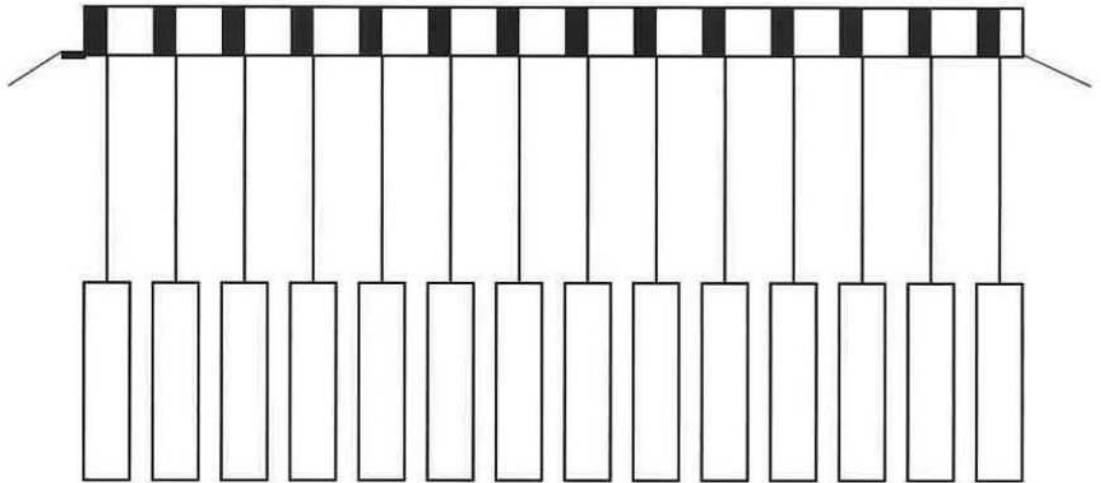
側面図



正面図

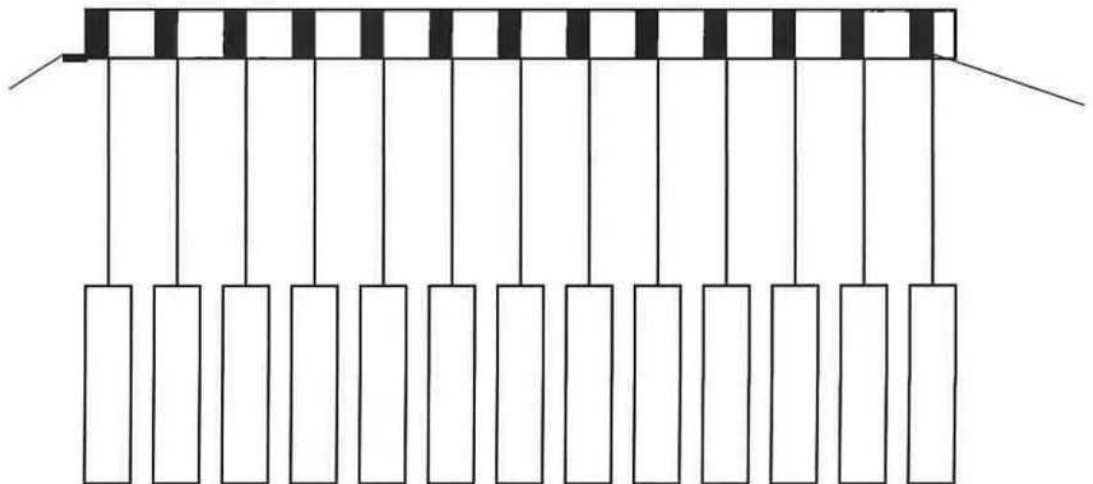
別図 4

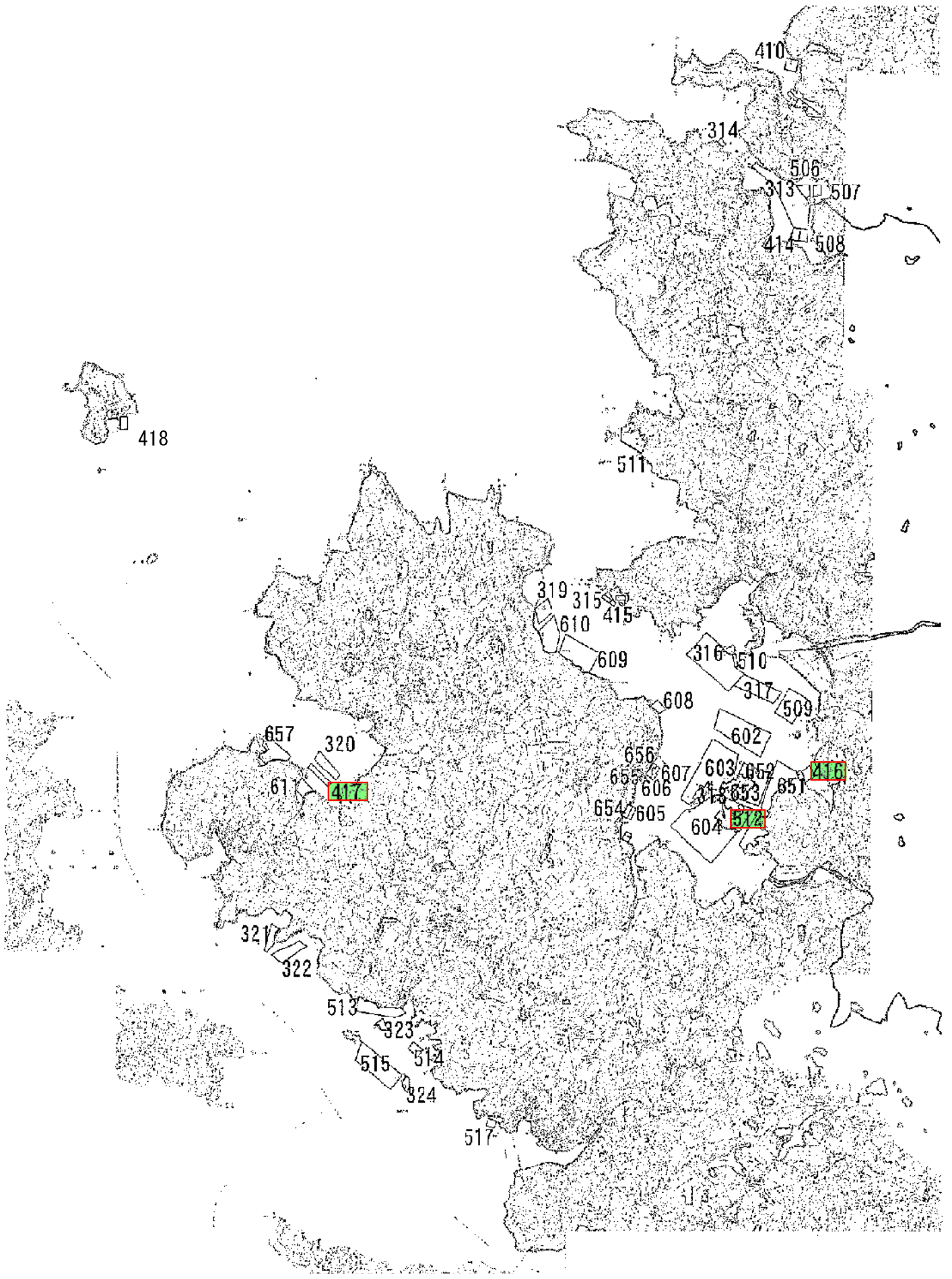
7 m



側面図

7 m





410

314

506

313

507

414

508

418

511

319

315

610

415

609

316

510

317

509

608

602

657

320

61

417

656

607

603

652

416

655

606

318

653

651

654

605

604

512

321

322

513

323

515

514

324

517